

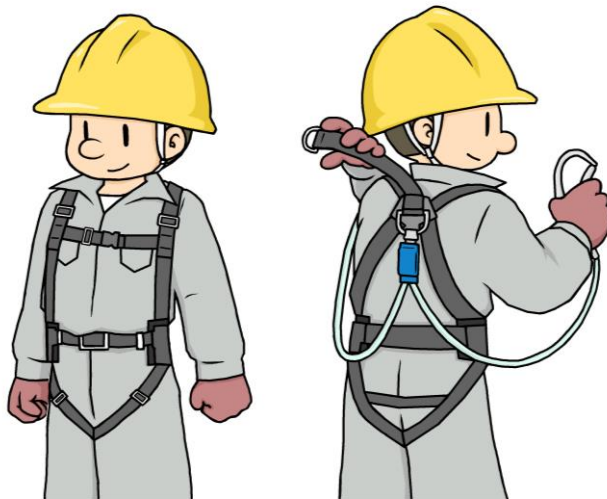
フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する作業に特別教育が必要です

平成31年2月1日以降、安全帯の名称が「墜落制止用器具」に改められ、「フルハーネス型」の墜落制止用器具を使用することが原則※となります。

※墜落時に地面に到達する恐れのある場合(高さが6.75m以下)の作業は、胴ベルト型(一本つり)を使用可。

加えて下記条件に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

- ①高さが2メートル以上の箇所
- ②作業床を設けることが困難なところ
- ③フルハーネス型の墜落制止用器具を使用して行う作業
(ロープ高所作業に係る業務を除く)



安衛則第36条 第41号 (平成30年6月22日 厚生労働省労働基準局長 基発0622第1号)

特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科目	6Hコース	5Hコース	1.5Hコース
1. 作業に関する知識	1時間	1時間	免除
2. 墜落制止用器具(フルハーネス型)に関する知識	2時間	2時間	免除
3. 労働災害の防止に関する知識	1時間	免除	1時間
4. 関係法令	30分	30分	30分
5. 墜落制止用器具の使用方法等	1時間30分	1時間30分	免除
講習料金(税込)	¥12,000	¥10,000	¥6,000

※ 当社では、18歳未満の方の受講はご辞退させていただきます。

上記金額にテキスト代込み

免除コースの対象者について

5Hコース・・・足場の組立て等、またはロープ高所作業の特別教育を修了している方。
1.5Hコース・・・受講までに、フルハーネス型を用いて行う作業に6か月以上従事した経験がある方。

お問い合わせ先

株式会社 日立建機教習センタ

北海道教習所 北海道石狩市新港中央2-766-3 tel 0133-64-6388
旭川出張所 北海道旭川市永山北1条10-13-38 tel 0166-40-0538
宮城教習所 宮城県多賀城市明月2-3-1 tel 022-364-6143
茨城教習所 茨城県かすみがうら市戸崎2328 tel 029-828-2370
水戸出張所 茨城県那珂市向山1269-1 tel 029-352-0285
栃木教習所 栃木県下都賀郡壬生町大字壬生乙3462 tel 0282-82-8508
群馬教習所 群馬県前橋市富士見町時沢2803 tel 027-230-5311

埼玉教習所 埼玉県草加市弁天5-33-25
神奈川教習所 神奈川県相模原市中央区淵野辺2-5-8
山梨教習所 山梨県南アルプス市上今諏訪709
愛知教習所 愛知県岡崎市合歡木町字屋下1-1
京都教習所 京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字岸畑22
岡山教習所 岡山県倉敷市三田274-1
福岡教習所 福岡県粕屋郡新宮町緑ヶ浜2-1-1
大牟田出張所 福岡県大牟田市四山町80-47

tel 048-931-0121
tel 042-730-6716
tel 055-284-3561
tel 0564-57-7123
tel 075-957-4944
tel 086-464-5411
tel 092-963-3634
tel 0944-59-1125

フルハーネス型の墜落制止用器具を使用する 作業に係る特別教育の日程について

コース	6H	5H	1.5H
日程	4/9、4/26	4/18	4/9、4/26
	5/25	5/10	5/25
	6/18	6/7、6/26	6/18
	7/2	7/22	7/2

2019.4月以降日程詳細は[こちら](#)をご確認ください

法令改正の概要、猶予期間の詳細は[こちら](#)

厚生労働省「[墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン](#)」を公表します

お問合せ・申込み先 (株)日立建機教習センター 宮城教習所
〒985-0843 宮城県多賀城市明月2丁目3番1号
TEL:022-364-6143 FAX:022-364-6678